



# きゅうふさぶり

Vol. 8

## ● 掲 載 内 容

TOPIC 1 請求後の町田市の確認について

TOPIC 2 町田市への届出について

TOPIC 3 介護保険課からのお知らせ

給付適正化で！



## 発行のごあいさつ

日頃より町田市の介護保険事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。介護給付費を過不足なく、皆さんに適正に給付していくために、町田市では介護給付の適正化事業を行っております。

しかし、町田市の介護サービスの利用人数は約1万8千人となっております。行政の適正化事業だけでなく、皆さん一人一人が適正なケアプランを作成していただくことこそが一番大切です。

### ～適正化の最前線はケアマネジャーの皆さんです！～

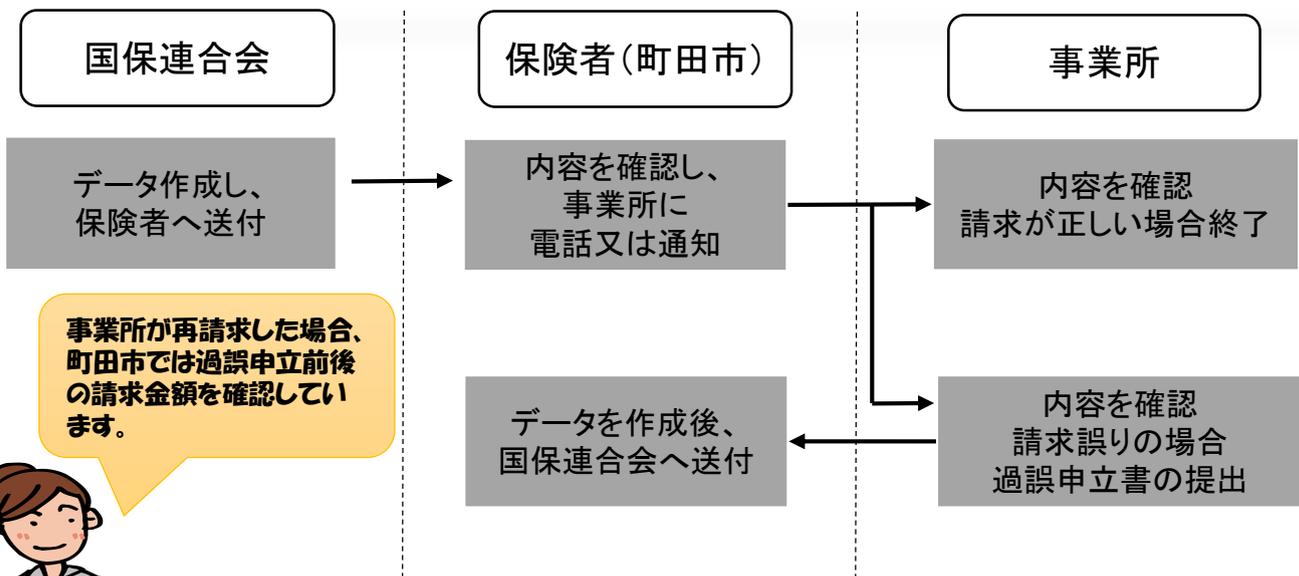
この「きゅうふさぶり」はそんなケアマネジャーの皆さんが適正なプランを作成する上で、考え方の一助になればと思い、発行させていただきますので、ご一読のほどよろしく願いいたします。

# 請求後の町田市の確認について

介護保険課から「請求内容の確認をしたいのですが」と電話がきたことはありませんか。町田市では、事業所の請求内容を、国保連合会のデータ（※）をもとに確認しています。請求に誤りがあった場合、過誤申立書の提出や利用者との金額調整が必要です。請求誤りが発生しないよう、今回は町田市が行う主な確認内容を掲載しますので、適正な請求のためにご活用ください。

（※）国保連合会データが市に提供されるまでに時間を要するため、事業所への連絡はサービス提供年月から期間が空きます。

## 請求内容の確認の流れ



事業所が再請求した場合、町田市では過誤申立前後の請求金額を確認しています。



※詳しくは、きゅうふさぷりVol.6を見て、過誤申立てについて理解しましょう。

## 過誤申立書の作成・提出について

●過誤申立書は町田市ホームページからダウンロードしてください。  
 (トップページ>医療・福祉>介護保険>事業所の方へ>過誤申立て)

申立事由コード〇〇45とは…医療保険入院と介護保険サービスの重複請求及び居宅療養管理指導費(Ⅰ)(Ⅱ)の請求誤りの場合に使用するコードです。申立事由には「適正化(医療突合)による実績の取り下げ」と記載しましょう。

申立事由コード〇〇46とは…介護保険サービスの回数超過や重複請求等の場合に使用するコードです。申立事由には「適正化(縦覧審査)による実績の取り下げ」と記載しましょう。

事業所 → 保険者

(介護給付用) 過誤申立書

【再請求：  有  無】

保険者番号 1 3 2 0 9 2  
 保険者名 町田市

事業所番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 事業所名称 介護センター××  
 担当者名 〇〇 〇〇  
 電話番号 042-7△△-△△△△

下記の介護給付について、過誤を申し立てます。

番号	被保険者番号	フリガナ 被保険者氏名	サービス提供月	申立事由 コード	申立事由
1	0 0 0 0 1 2 3 4 5 6	カイヤ タロウ 介護 太郎	2019年4月	1045	適正化(医療突合)による実績の取り下げ
2	0 0 0 0 1 2 3 4 5 6	カイヤ タロウ 介護 太郎	2019年5月	1045	適正化(医療突合)による実績の取り下げ
3	0 0 0 0 1 2 3 4 5 6	カイヤ タロウ 介護 太郎	2019年6月	1045	適正化(医療突合)による実績の取り下げ
4	0 0 0 0 2 3 4 5 6 7	モリス タロウ 養護 次郎	2019年7月	1045	適正化(医療突合)による実績の取り下げ
5	0 0 0 0 2 3 4 5 6 7	モリス タロウ 養護 次郎	2019年8月	1045	適正化(医療突合)による実績の取り下げ
6	0 0 0 0 2 3 4 5 6 7	モリス タロウ 養護 次郎	2019年9月	1046	適正化(縦覧審査)による実績の取り下げ
7	0 0 0 0 3 4 5 6 7 8	マサダ ハナコ 町田 花子	2019年10月	1046	適正化(縦覧審査)による実績の取り下げ
8	0 0 0 0 3 4 5 6 7 8	マサダ ハナコ 町田 花子	2019年11月	1046	適正化(縦覧審査)による実績の取り下げ
9	0 0 0 0 3 4 5 6 7 8	マサダ ハナコ 町田 花子	2019年12月	1046	適正化(縦覧審査)による実績の取り下げ
10					

過誤申立書は郵送又は窓口で提出してください。  
 (個人情報に記載されているので、FAXでの送付を行わないでください。)

## 居宅サービスについての注意事項

- 居宅サービスを利用していない月は、居宅介護（予防）支援費（計画費）を請求できません。総合事業のみを利用している場合は、介護予防支援費ではなく、介護予防ケアマネジメント費を請求してください。
- 施設入所者は入所中、原則居宅サービスを併用できません。施設入所者にはショートステイ、介護付き有料老人ホーム、グループホームに入所している方を含みます。
- 病院に入院中は、居宅サービスを利用できません。

### 例えば・・・

- ・入院中に福祉用具貸与費を請求できません。
- ・病院から自宅に外泊している場合でも、居宅サービスを利用できません。

## 居宅療養管理指導についての注意事項

- 居宅療養管理指導は受給できる回数を超えて請求できません。また、同一の内容を同月に複数事業所で算定できません。

同月に複数事業所で  
請求しているケース  
が多いよね・・・

- ・医師又は歯科医師：それぞれ月2回まで
- ・病院又は診療所の薬剤師：月2回まで（薬局の薬剤師は月4回、がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている方は週2回かつ月8回まで）
- ・歯科衛生士：月4回まで



- 次の場合、居宅療養管理指導費（Ⅰ）ではなく、居宅療養管理指導費（Ⅱ）で請求してください。

- ・医療保険で在宅時医学総合管理料（在医総管）を算定する場合
- ・医療保険で施設入居時等医学総合管理料（施医総管）を算定する場合

## 加算についての注意事項

### 【訪問看護】

- ターミナルケア加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算は同月に複数事業所で算定できません。
- 退院時共同指導加算と初回加算は併用できません。

### 【居宅介護支援】

- 退院・退所加算と初回加算は併用できません。
- 居宅介護支援の初回加算を算定できるのは次の場合です。

- ①新規ケアプラン作成
- ②要支援から要介護に変わったケアプラン作成
- ③介護度が2区分以上変更したケアプラン作成
- ④2か月以上居宅介護支援費を算定していない場合

# 町田市への届出について

## 軽度者における福祉用具貸与の場合

●要介護1（⑥は要介護3）以下の方が、次の福祉用具の例外給付を必要とする場合、ケアマネジャーは軽度者における福祉用具貸与の届出が必要です。

- ①床ずれ防止用具
- ②体位変換器
- ③特殊寝台(付属品を含む)
- ④移動用リフト(昇降座椅子・立ち上がり補助椅子)
- ⑤認知症老人徘徊感知機器
- ⑥自動排泄処理装置(要介護3以下)

原則、軽度者における福祉用具の利用は、貸与開始前に届出が必要です。



●車いす（付属品を含む）は、医師の意見をもとにサービス担当者会議で必要性の判断ができていれば届出は不要です。

●更新申請や区分変更、居宅介護支援事業所の変更があった場合には、再度届出が必要です。

●福祉用具貸与の利用日数が半月以下の場合、月単位ではなく日割り計算を行い請求しましょう。なお、半月分の請求でも可能です。

※詳しくは、きゅうふさぷりVol.2を見ましょう。

## ショートステイが要介護認定有効期間の半数を超える場合

●ショートステイは原則、要介護認定有効期間の半数を超えて利用できません。ショートステイを利用する場合には、あらかじめ利用者や家族にも要介護認定有効期間の半数を超えられないことを説明しましょう。

●やむを得ず要介護認定有効期間の半数を超える場合は、介護保険課への届出が必要です。超えてしまう1か月前に相談してください。

※詳しくは、きゅうふさぷりVol.2を見ましょう。

## 一定回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合

●一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を記載したケアプランを市町村に届出する必要があります。

要介護1:27回 要介護2:34回 要介護3:43回 要介護4:38回 要介護5:31回

※詳しくは、きゅうふさぷりVol.1（追加版を含む）を見ましょう。

※ケアマネジメント勉強会へ事例を提出していただくことがあります。

## 最後に…

ケアマネジャーは、サービスを導入する段階で、それが利用者にとって適切かどうかを判断する必要があります。本当にそのサービスが必要なのか、利用者だけではなく、家族等にもアセスメントを行いましょう。

そのうえで、届出が必要となった場合には速やかに提出をしてください。



# 介護保険課からのお知らせ

## 改めて、運営基準減算の内容を確認してください。

町田市で実施する実地指導において、今年度に運営基準減算による返還が複数発生しています。その中で、返還額が100万円を超えたものもあります。

100万円を超えた件については、指定基準第4条第2項及び第13条第五号の「複数事業所の紹介を求めることができる説明及びその事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる説明」が正しく行われていなかったためです。利用者や家族への説明は、文書の交付に加えて口頭でも行い、それを理解したことについて署名を得ましょう。

各事業所においては、運営基準を再度確認し、事業所内での自主点検を行うようお願いいたします。

## 住宅改修点検・福祉用具点検にご協力ください。

町田市では、住宅改修や福祉用具の利用がある利用者の自宅に訪問し、利用者・家族へのヒアリング等を行うことで、住宅改修・福祉用具の内容が身体や家屋の状況に適しているかを確認しています。

ケアマネジャーには、利用者への事前説明や訪問日程の調整をお願いしています。また、当日立ち会っていただき、住宅改修アドバイザーとともに改修箇所や福祉用具の利用方法を確認してもらうことで、今後のアセスメントの参考にさせていただいています。市から依頼があった際にはご協力をお願いします。

## ケアマネジャー向け住宅改修の研修会の参加を事業所管理者必須としました。

管理者から事業所内へ情報伝達を行っていただき、適正な住宅改修に対する理解を深めていただくため、今年度につきましては、管理者の研修会参加を必須にしました。

また、研修に合わせて、住宅改修の手引きも更新しておりますので、ご確認ください。

町田市ホームページ>医療・福祉>  
介護保険>事業者の方へ>住宅改修>  
住宅改修支給申請について>住宅改修の手引き

## 第8期介護保険事業計画における実態について調査を実施しています。

次期計画策定に向けて、介護保険事業所等を対象とした調査を実施しています。計画は3年に1度改定を行います。今後も3年に1度の調査に、ご協力をお願いします。

併せて、国においては、次期介護保険制度の改正に向けた審議が始まっています。各自、社会保障審議会の資料を確認する等、情報収集に努めてください。

## スケジュール

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 2019年12月14日（土） | 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト市民向け講座 |
| 2019年12月18日（水） | 第8期介護保険事業計画における実態調査締切        |
| 2020年 1月15日（水） | 主任介護支援専門員向けスキルアップ研修          |
| 2020年 1月21日（火） | 法令順守研修                       |
| 2020年 3月19日（木） | 町田市ケアマネジャー連絡会 研修             |

給付適正化で！



<編集・発行元>

町田市役所介護保険課給付係 適正化担当

住所：町田市森野2-2-22

電話：042-724-4366